

R 3 SNSを活用した「エシカル消費」普及啓発キャンペーン 企画運營業務 仕様書

1 業務名

R 3 SNS を活用した「エシカル消費」普及啓発キャンペーン企画運營業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

3 業務目的

広く県民にエシカル消費の浸透を図るため、SNS を活用した普及啓発キャンペーンを実施する。継続的な啓発により、エシカル消費の認知度を高めるとともに、消費者に日々の生活から取り組めるエシカル消費への気づきや行動を促す。

4 業務内容

エシカル消費の認知度を高め、エシカル消費への行動を促すため、SNS を活用したキャンペーンを実施する。

利用する SNS は次のとおりとする。

SNS : Twitter

アカウント名：とくしまエシカル消費普及推進プロジェクト (@awaethical)

(1) キャンペーンの企画

- ・ハッシュタグを効果的に使用し、エシカル消費の認知度向上及び行動促進につながるような Twitter キャンペーンの内容を企画提案する。
- ・キャンペーンは委託業務期間中、5回程度実施する。
うち1回は可能な限り5月の「消費者月間」中に実施すること。
※「消費者月間」中に県が実施する予定のイベントに関連してキャンペーン実施をお願いする可能性があります。
- ・フォロワー数を高めるような内容とする。

(2) キャンペーンの名称の提案

- ・多くの消費者に対して訴求力が期待できるキャンペーンの名称を提案する。
(キャンペーンの名称は委託業務期間中のキャンペーン全体を通して統一のものでもよいし、キャンペーンごとに異なる名称としてもよい。)

(3) キャンペーンの実施

- ・Twitter を活用したキャンペーンを実施する。
- ・キャンペーンの実施にあたっては、県と内容を協議し決定する。
- ・本キャンペーンに対して Twitter にコメントがあった場合は、受託者において返信等の対応を行う。また、投稿内容は県と事前に協議・確認を行う。

(4) キャンペーンの広報及び広報ツールの制作

- ・キャンペーンの効果的な宣伝広報媒体（宣伝用バナー，チラシ）を制作する。
- ・キャンペーンの実施にあたり，広報等の手法を利用して，一人でも多くの県民にエシカル消費が浸透するような工夫をし，周知強化を図る。なお，周知手法，回数については，受託者の任意とする。

(5) 賞品等の抽選，準備，発送業務

- ・キャンペーンに応募した者の中から抽選で，エシカル消費に関連する賞品が当たるような内容とする。（商品の購入代は委託料に含む。）
- ・抽選はキャンペーン1回ごとに実施し，抽選にかかる業務全般を実施する。（賞品の選定・手配，応募者リスト作成・管理，抽選，当選者への通知，発送先確認，賞品の発送等）

5 成果品及び成果品の提出期限

(1) 業務実施報告書

提出期限：令和4年3月15日（火）

内容：実施したキャンペーン内容，参加者数，フォロワー数の推移，受け取ったコメント及びコメントへの対応状況等を含むものとする。

(2) 宣伝用バナー，チラシ

提出期限：各キャンペーンを開始する前

形式：ai ファイル，PDF ファイルほか

6 成果品の提出先

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課

消費者行政推進担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 10階

7 その他

- ・費用の積算にあたっては，キャンペーン実施に必要な費用一切を見込むとともに，積算の内訳を明確に記載した費用積算内訳書を提出すること。
- ・実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成すること。
- ・契約履行過程で生じた成果物，制作物等全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は徳島県に帰属する。
- ・著作権，肖像権等に関して，権利者の承諾が必要な場合は，受託者は必要な権利処理を行うこと。
- ・実施内容は県と十分協議しながら事業を進めること。
- ・県の求めに応じて，随時，業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- ・本業務を行う上で，必要となる物品や各種業務については，県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- ・関係法令を遵守し，その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項，疑義又は不測の事態が生じたときは，県と受託者とで協議して決定すること。